

【Q&A】雇用制度活用促進補助金

Q1. 対象となっている「雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症特例措置）」と「小学校休業等対応助成金」はどのような制度ですか。

A1. それぞれ以下のとおりとなっております。（令和2年12月1日現在）

○雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るため休業手当てに要した費用を助成する制度です。令和2年4月1日から令和3年2月末日までを緊急対応期間とし、制度の拡充を行っています。

問い合わせ先：厚生労働省鹿児島労働局職業安定部職業対策課 TEL：099-219-8713

参考リンク：[厚生労働省鹿児島労働局 HP](#)

○小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金です。令和2年4月1日から令和3年2月末日までの間に取得した休暇についても支援を行うものとしています。

問い合わせ先：学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター TEL：0120-60-3999

参考リンク：[厚生労働省 HP](#)

詳しくは各制度のお問い合わせ先または参考リンクをご参照ください。

Q2. 本制度が適応される範囲は、どのようになっていますか。

A2. 厚生労働省が所管する以下の制度が適応される期間（※）の代理申請にかかる手数料分が該当します。なお、下記期間は令和2年12月現在のものとなっており、今後変更される場合があります。

○雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症特例措置に行った休業分）

期間：令和2年4月1日～令和3年2月末日

○小学校休業等対応助成金

令和2年10月1日～令和3年2月末日（申請は令和3年2月末日）

Q3. 補助金の額および上限はどのようになっていますか。

A3. 市内事業所から市内社会保険労務士または社会保険労務士事務所（以下、「社会保険労務士」とする）への代理申請1件あたり、手数料の3分の2以内の額とし、20万円を限度とします。

例1）手数料9万円の場合…補助額6万円

例2) 手数料 40 万円の場合…補助額 20 万円（上限額）

Q4. 助成金額（代理申請にかかる手数料減額）の上限を 1 事業所あたり 20 万円としているが、「雇用調整助成金」と「小学校休業等対応助成金」の2つの制度の合計となるのか。

A4. 合計額となります。

Q5. 本補助金の申請方法はどのようになっていますか。

A5. それぞれ以下のようにしています。

○市内事業所…社会保険労務士からの手数料請求時点で減額されるため、奄美市へ申請の必要はありません。

（社会保険労務士が手数料の減額分を奄美市から受け取るために厚生労働省所管補助金決定通知の写し等の提出を求める場合があります。その際にはご協力ください）

○市内社会保険労務士…HP に掲載している、様式 1 の申請書に必要な内容を記入し、様式 1 の下部に記載されている必要な書類を添付のうえ、奄美市商工情報課へ郵送または持参ください（令和 3 年 3 月 31 日まで）

Q6. 社会保険労務士を介さなければ、本補助制度を利用できないのか。

A6. 利用できません。本補助金は代理申請による手数料から減額した額を対象としており、厚生労働省所管補助金の代理申請において報酬を得ることができるのは原則、社会保険労務士と定められています（社会保険労務士法第 2 条及び第 27 条）。

Q7. 申請の結果、助成金が交付されなかった場合、本制度は利用できるのか。

A7. 利用できません。

Q8. 奄美市には支店のみを開業しており、本社は奄美市外にある事業所は対象となるか。

A8. 対象となります。

Q9. 社会保険労務士の相談・代理申請先が知りたい。

A9. [鹿児島県社会保険労務士協会 HP](#) に掲載されている市内在住の社会保険労務士に問合せを行い、以下の社会保険労務士が代理申請業務の受託可能であるとの返答を頂いています。（令和 2 年 5 月 1 日現在）

・前田社会保険労務士事務所（無料相談ダイヤル：0997-57-0220）

・安江社会保険労務士事務所（TEL：0997-54-0414）